

プロジェクト 収益認識

項目 本日の検討の概要

これまでの経緯

1. 2018年3月30日に公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)第80項及び第156項においては、収益認識会計基準が適用される時(2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首)まで(準備期間を含む。)に開示及び表示に関連する事項を検討している。
2. 注記事項を検討するにあたっては、次の対応を基本的な方針としている。
 - (1) 包括的な定めとして、IFRS第15号と同様の開示目的及び重要性の定めを収益認識会計基準に含める。また、原則としてIFRS第15号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に含める。
 - (2) 財務諸表作成者が当該企業の契約の実態にあわせて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略することができることを明確にする。
3. また、これまでの審議を踏まえ、公開草案に含める予定の主な提案内容は次のとおりである。
 - (1) 収益認識に関連して重要な会計方針として注記すべき事項として、少なくとも次の項目を要求することを提案する。
 - ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
 - ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

上記以外にも、収益認識に関する事項で、一般的な原則(企業会計原則及び同注解、並びに企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業会計基準第24号」という。))に照らして重要な会計方針に該当すると判断された情報についても、重要な会計方針として注記する。
 - (2) 収益の損益計算書上の表示科目については、限定せず、売上高、売上収益、営業収益等の科目から、企業が適切と判断するものを用いることを提案する。
 - (3) 改正収益認識会計基準は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事

業年度の期首から適用することを提案する。早期適用も認める。

- (4) 経過措置として、改正収益認識会計基準の適用初年度においては、改正収益認識会計基準に定める注記事項を、比較情報として開示しないことができるものとするを提案する。

検討項目一覧

4. 収益認識会計基準の適用日までに検討する予定の項目は次のとおりである。本日審議する予定の項目はオレンジでハイライトしている。また、審議の方向性について確認した項目は、グレーでハイライトしている（文案については継続的に見直しを行っている。）。

No.	検討項目及び論点
【検討項目 1】表示	
1-1-1	収益の表示科目
1-1-2	顧客との契約から認識した収益の開示（113(a)）
1-2	収益と金融要素の影響
1-3-1	契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示
1-3-2	顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失（113(b)）
1-3-3	契約資産と契約負債の純額処理
【検討項目 2】注記事項（総論）	
2-1	全体の方向性
2-2	重要性の指針の方向性及び構成
【検討項目 3】注記事項（個別案件）	
3-1	分解情報、基礎となる情報
3-2	契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）
3-3	残存履行義務の開示
特定案件	
3-4	重要な会計方針の注記との関係の整理
3-4-1	代替的な取扱いの注記
3-4-2	実務上の便法の取扱い
3-4-3	契約コストの定め（→文案において対応）
3-5	工事契約等に関する注記事項

No.	検討項目及び論点
3-6	注記の形式（注記の記載方法、他の基準に従って情報を提供している場合の取扱い）
個別財務諸表及び四半期財務諸表の取扱い等	
3-10	個別財務諸表の取扱い
3-11	四半期財務諸表の取扱い
【検討項目 4】 設例	
4-1	表示の設例
4-2	開示の設例
【検討項目 5】 経過措置	
5-1	経過措置、適用日
5-2	コメント募集期間
【検討項目 6】 別途の対応	
6-1	（該当ある場合）
【検討項目 7】 その他	
7-1	コメントの募集及び公開草案の概要

本日の検討事項

5. 本日の企業会計基準委員会では、次の論点について、ご審議いただくことを予定している。
 - (1) コメントの募集及び公開草案の概要（審議事項(4)-2）
 - (2) 収益認識会計基準等の文案の修正（審議事項(4)-3）
 - (3) 注記事項の検討—個別財務諸表における取扱い（審議事項(4)-4）
6. 収益認識会計基準及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）の修正案に関する文案は、審議事項(4)-3 参考資料 1 から参考資料 3 においてお示ししている。文案には次の内容を含めている。
 - (1) これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた具体的な文案
 - (2) 本日の企業会計基準委員会で提案している内容
7. なお、聞かれた意見については、次の資料に記載している。

- (1) 第100回収益認識専門委員会（2019年8月23日開催）及び第415回企業会計基準委員会（2019年8月26日開催）で聞かれた意見及び対応案（審議事項(4)-5）

別紙 これまでに審議した事項

1. これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会においては、次の事項についてご説明した（※は企業会計基準委員会では取扱わなかった事項）。

企業会計基準委員会 又は専門委員会	内容
第 94 回収益認識専門委員会 (2019 年 3 月 19 日開催)	(1) 収益認識会計基準が適用される時までに検討すべき事項 (2) IFRS 第 15 号の開示規定 (3) Topic 606 適用企業の開示例
第 95 回収益認識専門委員会 (2019 年 4 月 17 日開催) 第 407 回企業会計基準委員会 (2019 年 4 月 25 日開催)	(1) 注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方 (2) 注記事項の検討－開示目的及び重要性 (3) 収益認識会計基準等に係る表示に関する事項（※）
第 96 回収益認識専門委員会 (2019 年 5 月 30 日開催) 第 410 回企業会計基準委員会 (2019 年 6 月 13 日開催)	(1) 注記事項の検討－開示目的 (2) 注記事項の検討－収益の分解情報 (3) 注記事項の検討－収益を理解するための基礎となる情報
第 97 回収益認識専門委員会 (2019 年 6 月 20 日開催) 第 411 回企業会計基準委員会 (2019 年 6 月 27 日開催)	(1) 表示の検討－契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示 (2) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失 (3) 表示の検討－契約負債と契約資産の純額表示の要否 (4) 表示の検討－収益認識会計基準等に係る表示に関する設例 (5) 注記事項の検討－契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る開示 (6) 注記事項の検討－残存履行義務に配分した取引価格 (7) 注記事項の検討－工事契約等に関する注記事項 (8) 注記事項の検討－注記の記載の形式
第 98 回収益認識専門委員会 (2019 年 7 月 18 日開催) 第 413 回企業会計基準委員会	(1) 注記事項の検討－契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る開示 (2) 注記事項の検討－残存履行義務に配分した取引価格（※）

<p>(2019年7月29日開催)</p>	<p>(1) 注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理</p> <p>(2) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失</p> <p>(3) 表示の検討－顧客との契約から生じた収益の表示科目</p> <p>(4) 表示の検討－収益と金融要素の影響</p> <p>(5) 収益認識会計基準等に係る表示に関する設例 (※)</p> <p>(6) 収益認識会計基準等に係る注記に関する設例</p>
<p>第99回収益認識専門委員会 (2019年8月6日開催)</p> <p>第414回企業会計基準委員会 (2019年8月9日開催)</p>	<p>(1) 注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理</p> <p>(2) 注記事項の検討－個別財務諸表における取扱い</p> <p>(3) 注記事項の検討－契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る開示</p> <p>(4) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失</p> <p>(5) 表示の検討－顧客との契約から生じた収益の表示科目</p> <p>(6) 収益認識会計基準等の文案の修正</p>
<p>第100回収益認識専門委員会 (2019年8月23日開催)</p> <p>第415回企業会計基準委員会 (2019年8月26日開催)</p>	<p>(1) 注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理</p> <p>(2) 注記事項の検討－契約コストに関する注記の定め</p> <p>(3) 注記事項の検討－四半期財務諸表における注記事項</p> <p>(4) 適用時期及び経過措置</p> <p>(5) 収益認識会計基準等の文案の修正</p>

以上